

事 務 連 絡

令和 2 年 3 月 17 日

各自治会長 様

袋井市協働まちづくり課長 富山正俊

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部基本方針の  
改定について（通知）

日頃から、市政運営及び自治会連合会活動につきまして、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、「本市新型コロナウイルス感染症対策本部基本方針」を 3 月 16 日（月）に別添のとおり改定しましたのでお知らせします。

改定後の基本方針では、イベント等の開催については変更がありませんでしたが、教育委員会関係やコミュニティセンターなどの施設について変更がありましたのでお知らせします。

年度末のため、役員会など開催が必要な会議などがあり、御不便をおかけしておりますが、少人数での会議等の開催にあたっては、基本方針の「5 市内公共施設について」に記載された感染防止対策を参考に対応いただきますようお願いいたします。

なお、発生状況により、その都度、本部員会議が開催、基本方針が改定されますが、3 月 23 日（月）に本部員会議が開催し、基本方針を再確認する予定となっておりますことを申し添えます。

※ 休館となる公共施設や中止・延期となる行事等は市HPやメローねっとで御確認ください。

（事務局 協働まちづくり課協働推進室）  
電 話 4 4 - 3 1 0 7 （直通）

令和2年3月16日

## 袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針の改定について

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 原田英之

令和2年3月10日に、袋井市内において感染者が確認されたことを受け、基本方針の改定をお知らせしたところです。

このたび、第4回本部員会議を開催し、WHOの知見や厚生労働省の見解を基にした「感染した場合、患者との接触日から多くは5～6日以内に発症していること」を踏まえ、感染者が市民と接触した可能性のある日から6日経過したことを受け、市民生活への影響を考慮し、基本方針を改定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、3月23日（月）に本部員会議を開催し、基本方針を再確認してまいります。

# 袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針

令和2年2月21日作成  
令和2年2月28日改定  
令和2年3月10日改定  
令和2年3月16日改定

基本方針に記載の「1 イベント等の開催について」、「2 市民への呼びかけについて」、「3 市内の企業・事業所への呼びかけについて」、「6 新型コロナウイルス感染症防止対策として適切な感染予防策を講じる」の項目については、令和2年3月10日に改定した内容を継続する。

今回、改定した内容は次のとおりとする。

## 4 市内保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校等の対応について

### (1) 小中学校について

- ア 3月19日(木)まで臨時休業を継続する。
- イ 部活動は、春休み終了まで中止とする。
- ウ 卒業式は中止とする。
- エ 年度末指導や児童生徒のストレス緩和のため、希望者を対象に春休みに登校可能日を設けることができる。  
(3月25日から27日の間で学校毎に設定)

### (2) 放課後児童クラブについて

- ア 3月17日(火)から受け入れを行う。ただし、通所は保護者の判断とする。
- イ 障がい児放課後児童クラブは、アと同様の対応とする。

### (3) 保育所及び認定こども園(保育部)について

- ア 公立保育所及び公立認定こども園(保育部)は、3月12日(木)からの臨時休業は継続とするが、3月17日(火)からは、保育を行う。ただし、登園は保護者の判断とする。
- イ 公立保育所及び公立認定こども園(保育部)は、保護者・園児への指導や連絡のため、希望者を対象に3月28日(土)又は29日(日)に登園日を設けることができる。
- ウ 民間の保育園、認定こども園において、本市と同様の対応をしている園には、袋井市の方針を伝え、アについて公立と同様の対応を要請する。

### (4) 幼稚園及び認定こども園(幼児部)について

- ア 3月12日(木)からの臨時休業は継続とするが、3月18日(水)からの春休み期間については、春季預かり保育を行う。ただし、登園は保護者の判断とする。

イ 保護者・園児への指導や連絡のため、希望者を対象に、3月31日(火)までの間のいずれかに、登園日を設けることができる。ただし、登園は保護者の判断とする。

**(5) 給食の対応について**

保育所、認定こども園(保育部)は、3月12日(木)から3月31日(火)まで給食を中止するため、登園する場合は、弁当持参とする。

**(6) 子育て支援センター、笠原児童館について**

3月17日(火)から再開する。利用は保護者の判断とする。なお、利用にあたっては、「5 市内公共施設について」は同様とする。

**(7) 図書館、月見の里学遊館、郷土資料館、近藤記念館、歴史文化館について**

3月17日(火)から再開する。なお、利用にあたっては、「5 市内公共施設について」は同様とする。

**5 市内公共施設について**

**(1) 不特定多数が利用するコミュニティセンター、メロープラザ等については、3月17日(火)から31日(火)までの間、対応策を講じた中で開館する。**

なお、引き続き集団での利用は避け、次のとおり、対応策を講じる上で利用するものとする。

ア 利用の前提として、体調の悪い人やハイリスクの人(基礎疾患を持っている方、高齢の方等)は、公共施設の利用を控える。

イ 利用するすべての人が咳エチケットと手洗いを実施する。

ウ 部屋の換気を十分に行う。

エ 利用者同士で、物を共有しない。

平時の清掃として、多数の者が接触する部位(ドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル、いす、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバーや便座等)をアルコール又は次亜塩素酸ナトリウムにより消毒を行う。

オ 利用する場合も、対人距離を2メートル以上保持し、利用者同士の接触は必要最低限とする。

**(2) さわやかアリーナ、風見の丘等の体育施設については、3月31日(火)まで臨時休館とする。**

**7 今後の発生状況により、その都度、本部員会議を開催する。**

なお、3月23日(月)に本部員会議を開催し、基本方針を再確認する。